

平成 22 年 3 月 17 日
企業会計基準委員会

実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の適用期間の満了について

一昨年秋の金融市場における混乱を背景に、国際会計基準審議会（IASB）では、平成 20 年（2008 年）10 月に国際会計基準（IAS）第 39 号「金融商品：認識及び測定」と国際財務報告基準（IFRS）第 7 号「金融商品：開示」を改正する「金融資産の保有目的区分の変更」（以下「改正 IAS」という。）を公表しました。これに伴い、当委員会では、債券の保有目的区分の変更の取扱いを見直すかどうかに関して審議を行い、当面必要と考えられる対応を平成 20 年 12 月 5 日に実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」として公表しました。

実務対応報告第 26 号は、その公表日から平成 22 年 3 月 31 日までの適用とされ、その後の保有目的区分の変更の取扱いは改めて検討することとされておりました。

当委員会では、その後の審議を踏まえ当該実務対応報告の適用を継続しないこととして、平成 22 年 2 月 1 日に、適用期間の満了に関するご意見の募集（以下「意見募集」という。）を公表し、その継続の要否についてご意見を募集いたしました。

当委員会では当該意見募集に寄せられたご意見を参考にして審議を行った結果、適用事例が少数に留まっており、最近の経済環境下においては必要性が乏しく、適用期間を延長せず、また、保有目的区分変更後の注記を継続しなくても、実務上の支障はないと考えられることから、平成 22 年 3 月 11 日開催の第 197 回企業会計基準委員会において、当該実務対応報告の適用を継続しないことを決議いたしましたので本日公表いたします。

これに伴い、実務対応報告第 26 号は適用期間満了となる平成 22 年 3 月 31 日をもって廃止されます。また、当該実務対応報告に基づいて保有目的区分の変更を行った場合には、その後の事業年度以降も残高が存する限り当該変更に関する追加情報の注記が求められていましたが、適用期間満了後はこの注記は求められない（平成 22 年 3 月 31 日までに行われた保有目的区分の変更に関し、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度においては継続的な注記が求められない。）こととなります。

(参 考)

本件の決定は、第 197 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名のうち 10 名の賛成により決議された。

なお、本件の決定に反対した委員 2 名から、実務対応報告第 26 号の適用を継続しないことに関して、次の意見が出された。

「長期的な経済・経営環境の変化による保有目的区分の変更の必要性は今後も生じる可能性があり、現在の国際的な会計基準との整合性の観点からも、我が国の金融商品会計基準の本格的な見直しが行われるまでは、実務対応報告第 26 号の取扱いを継続すべきである。」

これに対して、本件の決定に賛成した委員は、次のように考えている。

実務対応報告第 26 号は、「稀な場合」という金融市場の混乱に対処した当面の取扱いであり、「稀な場合」に相当する状況がなくなった以上、金融市場の混乱が将来再び起こることに備えて保険的に維持すべきではない。

また、本件の決定に反対した別の委員 1 名から、実務対応報告第 26 号に基づく保有目的区分の変更後の注記を継続しないことに関して、次の意見が出された。

「保有目的区分変更後の継続的な注記は、財務諸表利用者の意見を踏まえデュー・プロセスを経て手当てされたものである。改正 IAS でも同様の継続的な注記を求めており、また、非常に多額の保有目的区分の変更もみられることから、適用事例が少ないという理由での廃止は適当ではなく、注記を継続していく期間については、企業及び監査人による重要性の判断に基づいて決められるべきである。」

これに対して、本件の決定に賛成した委員は、次のように考えている。

実務対応報告第 26 号が継続しなくなったにもかかわらず注記のみを継続することは、財務諸表作成者及び利用者の理解を困難なものにすると考えられる。また、当該注記は、保有目的区分の変更に関する経営者の判断の恣意性を排除することも踏まえ設けられたものであり、今後は保有目的区分の変更が生じないこととなれば、区分の変更後の注記のみを継続する実務上の意義は乏しいものと考えられる。

以 上